

「滝川市住み替え支援助成制度」

支援助成制度を利用しませんか!

高齢者施設に入居をお考えの方!

戸建て住宅で子育てをお考えの方!

そうだね!とても良い制度だね。

お父さん「滝川市住み替え支援補助制度」で大きな家に住めるね!



高齢者の住み替えを支援

対象・・・北海道知事の認定を受けている滝川市内のサービス付き高齢者向け住宅に転居する場合。

条件・・・滝川市の住民で、市税の滞納がないこと。

補助金額・・・13万円／個人又は世帯につき

※中空知住み替え支援協議会に自己の所有する戸建て住宅を、売買、賃貸などのために登録した場合は、20万円

子育て世帯の住み替えを支援

対象・・・中空知住み替え支援協議会が斡旋する戸建て滝川市内の賃貸住宅に居住する場合。

条件・・・●18歳以下の子供が同居する世帯

●世帯の月額収入が21万4千円以下の世帯（市営住宅入居基準に基づき算定した額）

※月額収入のモデル例

家族構成・・・父（会社員）、母（主婦）、子2人（中学1年生、高校2年生）

年収5,620,000円の場合・・・市営住宅入居基準に基づく算定した額は、月額収入213,833円となります。

●市税の滞納がないこと。

補助金額・・・家賃の30%（収入月額が15万8千円以下の場合は40%）

※月額家賃補助の上限額は2万5千円です。

補助期間・・・入居から3年間に限り補助を継続。

詳しくは下記の所にお問合せください

滝川市建設部建築住宅課 TEL 28-8040（直通）

中空知住み替え支援協議会 TEL 24-1880

滝川市流通団地3丁目6番23号 スキルアップセンター内



申請窓口・・・滝川市建設部建築住宅課（滝川市役所庁舎4階）